

- ① 休日保育の実施を
- ② 子ども医療費は窓口での現物給付方式か償還払い方式か
- ③ 認知症早期発見・早期診断推進事業を
- ④ ギャンブル依存症の疑い推計 536 万人とは
- ⑤ 農業公園を体験型観光交流公園に名称変更した理由等について

答弁は2015年2月後半以降に津幡町HPの議会の会議録にてご覧になれます。

① 休日保育の実施を

町立保育園の土曜日の延長保育が来年度から、笠谷、寺尾、萩坂保育園を除くすべての保育園で夜 7 時半までの利用が可能となります。午後 2 時までの保育が夜 9 時半まで延長されることを歓迎する保護者が多くいることだと思います。しかし、これまでどおり笠谷、寺尾、萩坂保育園の園児・保護者は利用できません。平等に公的サービスをとる観点から、問題ではないかと考えます。笠谷、寺尾、萩坂保育園での需要はないのですか。これら 3 園の園児であっても隣接する延長保育を実施する保育園でも預かれるという仕組みを作れば、すべての保護者が利用可能になるのではないかと。

また9月議会の一般質問では、土曜日の保育の延長に加え、休日保育もすべきと提案させていただきました。町のニーズ調査でも日曜・祝日の利用を希望する保護者がいることは明らかです。ほぼ毎週希望と回答された保護者もいます。人数は少ないかもしれませんが、日曜祝日こそ忙しく働かなければならない職業はたくさんあります。またどうしても休日子どもを見てほしいという需要は必ずあるはずで、働くママもパパも、子育ての現場では綱渡りのようです。その一助となるよう、自治体は努力すべきではないかと。

・日曜・祝日の利用希望者・・・月に 1～2 回 14.0% (月に数回仕事が入るため 64.2%、親や親族の介護が必要なため 2.1%)、ほぼ毎週利用したいが 2.6%。利用なしは 81.5%
・日・祝日の終了時間・・・18 時が 25%と最も多く、15 時から 19 時までの合計は 77.4%
月に 1～2 回利用したい理由としては仕事が 64.2%

町は今のところ町立保育園での休日保育の実施は考えていないようですが、なぜ休日保育をしないのですか。土曜日夜 7 時半までの延長保育の実施と共に、

休日保育もすべきではないか。たとえば町立保育園のどこか一か所で、あるいは数か所で、日曜保育を希望するすべての保育園児を受け入れ可能とする休日保育を実施できませんか。内灘町でもかほく市でも、公立の保育園で休日保育を実施しています。

来年度からは、土曜日の延長保育時間を平日と同様に夜 7 時半までの延長保育に改正することになったわけですから、それと時を同じくして休日保育の実施を行い、そのための新たな保育士の配置を考えるべきではないか。

また保育の時間延長に伴い、保育士の増員が必要ですが、正規職員、嘱託職員等、どのような構成になるのか。

来年、2015年度からは「子ども・子育て支援新制度」が実施されます。「子ども・子育て支援新制度」は幼稚園や保育園にかかわる戦後初の大きな制度改革といわれています。「保育に欠ける」という保育の条件についても、新制度移行によって認定の要件は大きく変わります。また「子ども・子育て支援新制度」により、幼稚園と保育園の役割を一か所で担う幼保一体（幼保連携）型施設である「認定こども園」への移行を考えている保育園もあるといえます。町内でも私立のちいろば保育園や住吉保育園で検討されていると聞きましたが、実際どうなるのでしょうか。

新制度の概要について、特に変更あるいは新しく導入される内容について聞きます。保育園と認定子ども園では保育を必要とする内容、事由に違いはないのですか。たとえば保育園でも認定子ども園でも、すでに保育を利用している子どもは、育児休業取得中でも、希望すれば等しく継続利用を保障されるのですか。

また保育料の変更についてはどうか。申請受け付けは11月頃からともうすでに始まっています。町は新制度の内容を保護者に周知させているか。こども健康課長に答弁を求めます。

② 子ども医療費は窓口での現物給付方式か償還払い方式か

子ども医療費を窓口での現物給付方式にするのか、償還払い方式にするのかについて、谷本知事は来年度から各市町が選択できるようにする方針であると聞いています。

津幡町は中学校終了前の子どもの通院費・入院費については月額1000円を超える額を保護者に給付しています。現在、津幡町は償還払い方式のため、いったん窓口での全額支払いが必要で、月額1000円を超えた分については、

受診月の翌月から1年間を申請期間として設けています。しかし県の方針が変わりました。来年度からはどのような選択をするのですか。月1000円の自己負担額で診療が受けられる窓口での現物給付方式を採用すべきではないかと考えますがいかがですか。町長に答弁を求めます。

③ 認知症早期発見・早期診断推進事業を

先日11月22日、役場庁舎内で、地域づくり研修会が開催され、「最後まで暮らせる地域をつくるには」と題した講演の後、津幡町の各地区から認知症などへの取り組みが紹介されました。笠谷地区、倶利伽羅地区、井上地区、津幡地区、中条地区、英田地区からの活動報告や意見交換会があり、わたし自身参加させていただき、こういった地域主体、住民参加の活動が「最後まで暮らせる地域」を作り支えていく大きな力になるのだろうと実感し、多くを学ばせて頂きました。

今日は特に認知症について質問をいたします。軽度認知障害と呼ばれる予備軍を含めると65歳以上の4人に1人が認知症で、厚生労働省の推計によると介護や支援が必要な認知症の65歳以上の高齢者は2012年で305万人、介護保険制度を利用していない人なども含めると約462万人に上るといいます。

認知症であると診断されればその症状に応じて対応することが可能ですが、認知症と診断されるまでが大変ではないか。認知症は早期発見・早期診断が有効であることは広く知られています。しかし早期発見・早期診断となるとなかなか難しいのが現状ではないでしょうか。たとえば、家族がなんだかおかしいと思っても本人が病院での認知症診断に行きたがらないケース。その場合家族は別の病気の診断でと騙して病院へつれて行こうとすることもありますが、放置し病気が進行してしまってから病院へ行くということもあります。当事者や家族は認知症かもしれないという不安を抱きながら、なかなか気軽に相談できない、診断を受けられないのです。

町では長寿介護課・地域包括支援センターで認知症の対策に取り組み、大きな役割を果たしていますが、認知症と診断されるに至るまでの過程は、実際どのようなケースがあるのでしょうか。

また認知症の診断は初期ほどむずかしく、高度な検査機器と熟練した技術を要する検査が必要で専門機関の受診が不可欠とも言われています。こういった

現状を踏まえながら、自治体として早期発見・早期診断推進事業に取り組むことが重要ではないか。不安を感じた場合、気軽に診断を受けられるような仕組みも必要です。

認知症コーディネーターを積極的に養成し、早期発見・早期診断推進事業に取り組んでどうか。その事例としては福岡県大牟田市や東京都世田谷区があります。先進的な取り組みとして「初期集中支援チーム」があり、認知症が疑われる段階から医療・介護の専門職らが本人や家族を訪問して、医療が必要と判断された人たちを医療機関につなげています。

また山形県鶴岡市では物忘れ相談医の登録制度を実施しています。認知症の専門医ではないけれどもかかりつけ医には気軽に相談できます。かかりつけ医は要介護認定に必要な医師の「意見書」も作成し、認知症の専門医を紹介する場合があります。町内の医院や病院に物忘れ相談医として登録していただき、気軽に相談できる仕組みを作ってはどうか。長寿・介護課長に、早期発見・早期診断推進事業の取り組みについて聞きます。

④ ギャンブル依存症の疑い推計 536 万人とは

さきほど 65 歳以上の認知症の高齢者は約 462 万人に上り、65 歳以上の 4 人に 1 人が認知症とその予備軍であるといいましたが、今年 8 月、厚生労働省は、国内でギャンブル依存症の疑いがある人は成人の 4.8%、536 万人に上ると発表しました。認知症の 462 万人を 70 万人も越える 536 万人の人たちがギャンブル依存の疑いがあるということです。アメリカでは成人の 1.6%、韓国では 0.8% であるのに比べると日本の 4.8% は格段に高い。日本は世界でも有数の認知症大国ですが、ギャンブル依存症大国でもあるということになります。

ギャンブル依存症についての町長の考えを聞きます。パチンコ、スロット、公営ギャンブルといつでもかけごとができる環境が日本をギャンブル依存症大国にしてしまったと考えられますが、町長はその要因をなんだと思いますか。またミニポートピア津幡とギャンブル依存症の関連について、町長の考えを聞きます。

町内においてギャンブル依存症患者が増大するという問題はないのか。ギャンブル依存症の予防と教育、ギャンブル依存症者への治療など、具体的な対策に取り組むべきではないか。

また改めて聞きますが、ミニポートピア津幡の売上げ（投票券発売総額）の 1% にあたる環境整備協力費は、なぜ、こういった理由から津幡町に支払われているのでしょうか。

ミニポートピア津幡の今年度の投票券発売額は4月から9月までの前半期で約24億8000万円ですから、年間の売上総額は約50億円に達するかもしれません。ミニポートピア津幡が年間50億円の売り上げがあった場合、競艇の控除率は25%ですから12億5,000万円が主催者収入となり、75%が的中者への配当金となります。環境整備協力費5,000万円は12億5,000万円から津幡町へ支払われるのですが、環境整備協力費以外で津幡町に還元される内容について、たとえば税金や雇用など考えられますが、どのようなものがあるのか。またその総額を概算でいいので把握していればお示しください。

ギャンブル収益の本質は、客の負け分であり、12億5,000万円がそれに当たると思われます。ギャンブル場で消費される町民の富の大部分が、競艇事業主など中央に収奪されているという認識はないのでしょうか。

今年11月17日のNHKの番組、クローズアップ現代「ギャンブル依存症あきらかになる病の実態」によれば、ギャンブル依存症は、意思が弱いなどの性格の問題ではなく、「やめられない」心の病気、精神疾患であるという認識が広がっているということです。ギャンブルを続けるためにウソをつき借金を重ねることを厭わない。ギャンブルで勝った体験が強烈に脳の記憶に刻印されてしまい、ギャンブルにだけ過敏に反応するようになり脳の機能のバランスが崩れてしまう。8割方はごく平凡なサラリーマン、公務員、主婦、大学生、年金生活者などで、ギャンブルの問題が始まるまではごくごく普通に生活を営んでいた人だということです。依存症というリスクに対しては、予防、教育、依存症者への対策が必要ではないか。町長に答弁を求めます。

⑤ 農業公園を体験型観光交流公園に名称変更した理由等について

農業公園については昨年の12月議会、今年の3月議会と質問させていただきましたが、その農業公園が9月になって体験型観光交流公園とその名称が変更されました。名称変更の理由は何か。また計画の中身はどう変わるのですか。

農業公園という名称では国の交付金事業の対象になりにくいという話を担当課から聞きました。なぜ農業公園だと国からの交付金（あるいは補助金？）をおりにくいのか。また、名称変更によりどのような交付金（あるいは補助金？）をあてにしているのか。

約19億円という農業公園の財源は、国からの交付金が約4割、地方債が5

割強、一般財源が1割弱とされています。農業公園は財政負担にはならないと町長はおっしゃっていますが、半分が借金であるというこの事業、農業公園の町借金の約10億円は、1年当たり平均で毎年約6,700万円を返還し、約1億円余りとされる利子を含めた返済期間は20年間です。経営、事業として考えると、さほどの収入は見込めないのに、6,700万円は毎年返していかなければいけないということになります。財政負担にならないとなぜ言えるのですか。

そもそも予定地である倶利伽羅地区の森林は、明確な活用方法があって購入した土地ではありません。農業公園構想の実現のため、現在の予定地に決めた経緯、理由について改めて聞きます。

農業公園の建設費の主なものは、切り土・盛り土・残度処理・土流擁壁、伐木処理などに約3億8,300万円、町道をひき駐車場をつくるのに約4億2,600万円、これだけで約9億円にのぼります。インフラ整備、用地費を加えると10億円を超えます。農業公園の多くは実質、山野の開墾・開拓事業といえるのではないですか。

日本には急速に進む少子高齢化と、人口減、そのことによる、負担の分配が避けられない厳しい現実があります。1,000兆円を超える借金大国であり、耕作放棄地等の問題を抱え田畑はあっても耕す人がいないという時代を迎えているようなときに、人口38,000人の町に、山林を切り開いての新たな開墾・開拓事業が必要でしょうか。

農作物の特産化、6次産業の推進等、農業振興は津幡町にとって大変重要な課題だと思います。取り組むなら自治体も本気でやらなければいけないものはできないし、地域住民との連携なくしては長続きもしない。

農業公園の計画ではモミジ山観光にまで手を広げるため、農業振興なのかモミジ山観光なのか、どっちつかずの中途半端なものになってはいませんか。維持管理費についても3,000本のモミジ山は大きな財政負担になるのではないかと。農業振興計画とモミジ山計画とを別個にして考えられませんか。あるいは、モミジは飾り程度でいいのでは。

また農業公園の予定地を含む、土地開発公社が購入した土地については、自治体が率先して森林活性化を目的として林道を整備するなどして、山を元気にして山野を活かす方向性を示し、今後の森林活性化対策のお手本となるような事業として取り組むというのもひとつの方法として考えてもいいのではないかと。町長に答弁を求めます。